

あなたの職場に子育て支援のための行動計画はありますか？

企業による次世代育成支援対策

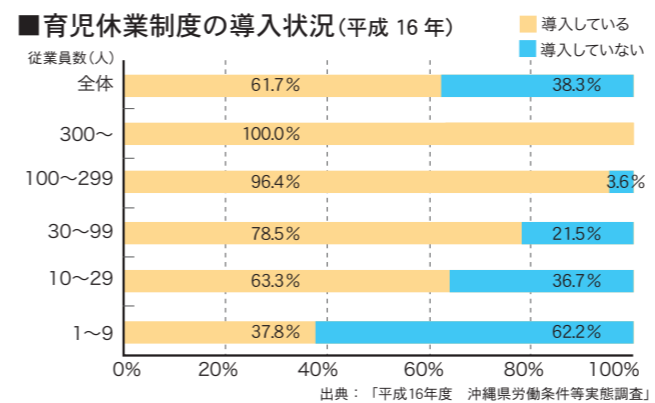
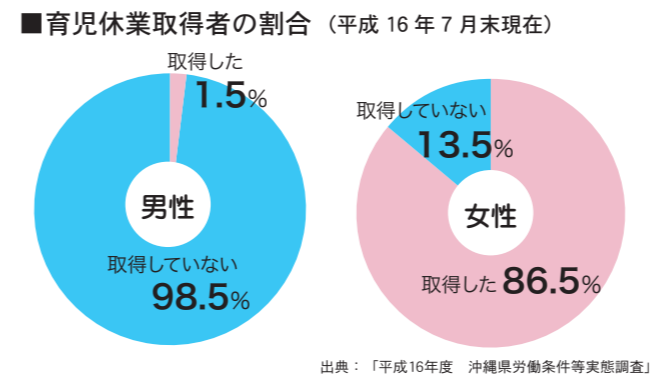
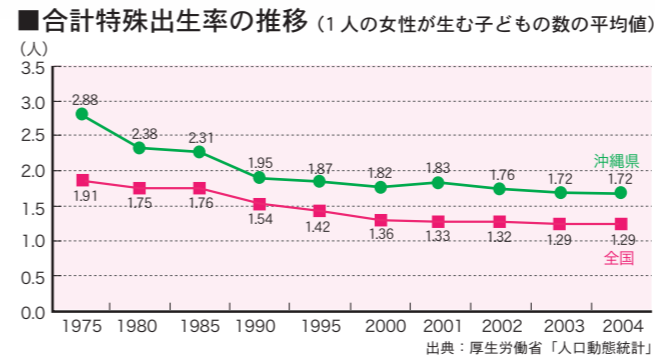
一般事業主行動計画



平成十七年四月から、「次世代育成支援対策推進法」が全面施行されました。この法律は、急速に進行している少子化の原因の一つとして指摘されている仕事と子育てとの両立の難しさに、政府、地方公共団体や企業などが一体となり取り組む必要性から制定されました。次の世代を担う子どもた

ちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、国、地方公共団体、企業が担う責務を明らかにし、平成二十七年三月三十一日までの十年間で集中的かつ計画的に取り組むものです。企業などでは、労働者の仕事と子育ての両立を進めるため、男性を含めたすべての人が

バランスのとれた多様な働き方が選択できるよう、働き方を見直すなどの取り組みが求められています。その一つに、雇用する労働者が子育てしやすい環境を作るための目標を事業主が行動計画（一般事業主行動計画）として策定するという取り組みがあります。



一般事業主行動計画とは？

Q 行動計画ってどんなものですか？

A 労働者が仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、**①計画期間**、**②目標**、**③目標を達成するための対策とその実施時期**を定めたものです。**②目標**は、労働者のニーズや企業などの実情に応じ、いくつ設定しても構いません。

Q 具体的にどういった内容になりますか？

A 例えば目標が「平成〇年に子どもの出生時の父親の休暇制度を創設する」の場合、対策として「平成〇年に、企業内でプロジェクトチームを作り、制度創設に向けて検討を行う」、「平成〇年から企業内において周知・啓発を行う」などが考えられます。

Q 行動計画の策定に当たって労働者の意見を反映するためにどのようなことをすればよいでしょうか？

A 例えば、労働者に対するアンケート調査や労働組合などに対する意見聴取などが考えられます。

Q 事業主が行動計画をつくるメリットはあるの？

A 出産や育児などを理由に退職する労働者が減少することにより、優秀な人材が確保できます。また、労働者のやる気が上昇し生産性の向上につながります。

県内企業の届出状況

次世代育成支援対策推進法が全面施行されて半年が経ちました。三百一人以上の従業員規模の企業で行動計画の届出義務のある対象企業八十社のうち、九月末現在、沖縄労働局に届出済みの企業は七十四社で、全体の92.5%となっています。

行動計画の内容では、「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備」が最も多く、次いで「所定外労働の削減のための措置」、「年次有給休暇の取得促進」の順となっています。

県内企業での取り組み

実際に企業では、どのような形で取り組みが行われているのでしょうか。

■沖縄電力株式会社

届出：平成十七年六月
期間：約三年間

具体的には、**①育児休業**を取得しやすい環境の整備、**②育児短時間勤務利用者数の拡大**、**③子育てのためのサービス**を利用する際に要する費用の援助措置の拡大、**④多様な働き方の選択肢の拡大**を目標に掲げ、平成二十年三月までの達成を目指しています。

今後、計画の進捗状況を見ながら問題点や課題を検証し、明るく快適な職場環境の造成に取り組んでいきたいと思えます。

■株式会社琉球銀行

届出：平成十七年四月
期間：二年間

具体的には、雇用環境の整備として、**①育児休業**の取得状況を一定の水準以上にする、**②介護休業**制度の充実を図ること、労働条件の整備として、**③定時退行**週間を年二回設けること、それ以外の取り組みとして、**④地域の子どもたちを対象にした「おかね教室の実施」**、**⑤インターンシップ**による大学生の受け入れ、**⑥地域貢献活動**の推進を目標として掲げています。

今後も行動計画の趣旨に則り、働きやすい職場づくりを図りたいと思えます。

次世代認定マークでイメージアップ

雇用環境の整備について適切な行動計画を策定したこと、その計画に定めた目標を達成したことなどの一定の要件を満たした場合、その事業主は申請



に基づき、沖縄労働局長から認定が受けられます。認定を受けた場合、その旨を示す表示である「次世代認定マーク」を広告、商品などに付けることができるので、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることが広く周知され、企業のイメージアップにつながります。

301人以上の労働者を雇用する事業主

「一般事業主行動計画」を策定し、その旨沖縄労働局へ届出しなければいけない。

300人以下の労働者を雇用する事業主

「一般事業主行動計画」を策定し、沖縄労働局へ届け出るよう努めなければならない。

お問い合わせ 県雇用労政課 TEL：098-866-2366 沖縄労働局雇用均等室 TEL：098-868-4380



「ちゅらさん運動」で築く安全・安心な沖縄県



毎月3日は、「ちゅらさん運動の日」